

証券コード 7791

発信日 2023年6月12日

電子提供措置の開始日 2023年6月7日

株 主 各 位

広島県広島市西区己斐本町三丁目12番39号

ドリームベッド株式会社

取締役社長 小 出 克 己

## 第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスいただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【電子提供措置事項掲載ウェブサイト】

1. 当社ウェブサイト（投資家情報／株式情報／株主総会）  
<https://ir.dreambed.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



「第66回定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

2. 東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（ドリームベッド）または証券コード（7791）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、いずれの場合も、2023年6月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使につきましては、「議決権行使についてのご案内」（P5～P6）をご確認いただきますようお願い申し上げます。

### 【書面（郵送）で議決権を行使される場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、各議案につき賛否のご記入がないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

### 【インターネットで議決権を行使される場合】

以下の株主総会ポータルサイト (<https://www.soukai-portal.net>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「株主総会ポータルログインID」および「パスワード」をご入力の上、株主総会ポータルサイト上部の「議決権行使へ」ボタンから、議決権行使画面を開き、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

また、議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただくことによっても、議決権行使が可能です。

インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

### 【スマートフォン等による議決権行使方法】

スマートフォンやタブレット端末で同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取り、株主総会ポータルサイト上部の「議決権行使へ」ボタンから、議決権行使画面を開き、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。（IDやパスワードの入力は不要です。）

スマート行使での議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

株主総会ポータルサイト（三井住友信託銀行）

<https://www.soukai-portal.net>



同封の議決権行使書用紙にございますQRコードを読み取っていただくか、上記のURLにアクセスし、ログインID・パスワードをご入力の上、ご確認ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時  
2. 場 所 広島県広島市南区松原町1番5号  
ホテルグランヴィア広島 3階 天平の間  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第66期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項  
(1)ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、「賛成」の表示があったものとして取り扱います。  
(2)書面（郵送）による方法とインターネットによる方法を重複して行使された場合には、インターネットによる方法の議決権行使を株主様の意思表示として取り扱います。  
(3)インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として取り扱います。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、本招集ご通知は株主総会当日に会場で配布いたしませんので、ご出席いただく際は、本招集ご通知をご持参いただくか、スマートフォン等の各ウェブサイトへアクセスできる端末をご持参ください。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

#### ○新型コロナウイルス感染予防対策につきまして

当社第66回定時株主総会開催にあたり、新型コロナウイルス感染予防対策につきましては、以下のとおり運営いたします。株主の皆様におかれましては、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご来場にあたって、マスクの着用につきましては、基本的に株主様ご自身のご判断に委ねることといたしますが、本株主総会会場内では、咳エチケットへのご配慮をお願いいたします。

会場受付にて、消毒用アルコール、マスク、体温計等をご用意しておりますのでご利用の場合はスタッフにお申し付けください。

#### ○株主総会資料の電子提供制度にかかる当社の方針につきまして

当社第66回定時株主総会につきましては、本制度の適用後最初の株主総会であることを踏まえ、経過的な措置として株主様からの「書面交付請求」の有無にかかわらず、株主様に対して従来と同様、議決権行使書とともに株主総会資料を書面にてお届けしております。

なお、当社は本制度の導入趣旨を踏まえ、次回の株主総会から株主総会資料につきましては当社ウェブサイト上等でのご提供とし、通知書面には簡易なお知らせのみを記載してお届けする予定です。

次回以降の株主総会についても書面による株主総会資料の提供を希望される株主様は、次回の議決権基準日（定時株主総会については3月31日）までにお早めに当社株主名簿管理人又はお取引の証券会社で「書面交付請求」のお手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大変な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

**株主総会にご出席される場合**

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

---

**2023年6月29日（木曜日）**  
**午前10時**  
(受付開始:午前9時30分)

**インターネット等で議決権を行使される場合**

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

---

**2023年6月28日（水曜日）**  
**午後6時入力完了分まで**

**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

---

**2023年6月28日（水曜日）**  
**午後6時到着分まで**

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号

議決権行使数

〇〇〇〇株式会社 御中

議案

| 議案    | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 | 賛成 |
|-------|----|----|----|----|----|----|----|
| 議案第1号 |    |    |    |    |    |    |    |
| 議案第2号 |    |    |    |    |    |    |    |
| 議案第3号 |    |    |    |    |    |    |    |
| 議案第4号 |    |    |    |    |    |    |    |
| 議案第5号 |    |    |    |    |    |    |    |

〇〇〇〇年〇〇月 〇〇日

各議案につき賛否の表示がされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

〇〇〇〇株式会社

議決権を行使して行使された場合は、前掲ご通知記載のとおりに取り扱います。  
株主総会ご出席の際は、ご出席の旨を御記入ください。

〇〇〇〇株式会社

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第1号・第2号議案**

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

※議決権行使書用紙はイメージです。

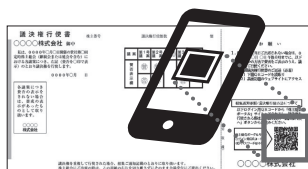
- ・ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がされない場合は、「賛成」の表示があったものとして取り扱います。
- ・書面（郵送）による方法とインターネットによる方法を重複して行使された場合には、インターネットによる方法の議決権行使を株主様の意思表示として取り扱います。
- ・インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として取り扱います。

# インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
2023年6月28日（水）午後6時

## スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 株主総会ポータルURL

▶<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶<https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

## ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとし、また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

## お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**  
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

## 株主総会参考書類

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社第66期の剰余金の処分に關しましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、長期展望に立った新規商品の開発活動及び経営体質の強化・効率化等さらなる経営革新のために、効果的な投資を行ってまいりたいと考えております。

当社は、今後生産性の向上や新事業の展開に向けた投資を行うことにより、収益の向上と安定性を高め、経営基盤の強化を図っていく必要があると考えており、当社第66期の期末配当金につきましては、上記の基本方針、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、普通株式1株当たり15円とさせていただきますと存じます。これにより、中間配当金と合わせた年間配当金は、1株につき30円となります。

#### ①配当財産の種類

金銭といたします。

#### ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき15円 総額 61,519,800円

#### ③剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

**第2号議案** 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年6月27日開催の第62回定時株主総会において、年額120,000千円以内（うち社外取締役分は年額10,000千円以内。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとさせていただきたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額20,000千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に對しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。なお、対象取締役は5名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件といたします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数、その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当社は2023年5月18日開催の取締役会において、当該方針を後述の【ご参考】欄に記載の内容に改定しております。）、その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。



## 【本割当契約の内容の概要】

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

### (2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡、その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は対象取締役が役務提供期間中に継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画、その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当

社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

#### 【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は2023年5月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の改定を決議しております。

#### 取締役の報酬を決定するに当たっての方針

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、各事業年度における業績の向上及び中長期的な企業価値の向上に向けて職責を全うすることを考慮し、職位別基準に基づき各取締役の役職に応じて、経営環境等を勘案し決定しております。

取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、及び中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブ報酬としての株式報酬により構成しております。

#### イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別報酬等の額の決定に関する方針

取締役会は、各取締役（社外取締役を除く。）の個人別の報酬額について、当社の経営及び全社業績、事業環境等を総合的に勘案し、株主総会の決議による取締役の報酬限度額の範囲内で、各取締役（社外取締役を除く。）の個人別報酬額の決定を代表取締役社長に委任しており、代表取締役社長は、担当職務の執行状況による評価に基づき、決定しております。

なお、社外取締役の報酬は、当社の業績により変動することのない報酬を支給しております。

#### ロ. 非金銭報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を目的として、譲渡制限付株式報酬を支給することとして、その株式数は職位ごとに定めております。

以上

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に係る行動制限が徐々に緩和されたことに伴い、社会活動はようやく正常化に向け本格的に動き始めました。一方で、主要各国の金融政策転換による急激な円安の進行や雇用情勢の悪化に加え、長期化するロシアによるウクライナ侵攻等の地政学的リスクを主因としたエネルギーや原材料価格の高騰により、企業収益は大きな影響を受ける等先行きは不透明な状況にあります。

このような経済環境下において、当社の各販売経路別売上高の状況は以下のとおりです。

「家具販売店向け」は、住空間におけるパーソナルスペースの環境を見直す消費行動から、ligne roset（リーン・ロゼ）商品やサータトラディション等の高価格帯商品の販売が好調に推移しましたが、コロナ禍における巣ごもり需要が一巡したのに加え、コロナ第7波の爆発的な感染拡大により家具販売店での集客が当第2四半期から伸び悩んだ影響を受け、前事業年度と比して144,522千円減少しております。

「商業施設向け」は、当第2四半期までは前年同四半期累計期間と比して減少が続いておりましたが、ホテル等宿泊施設の新規投資やリニューアルの本格的な回復の足取りは弱いものの、2022年10月から新型コロナウイルス感染症に対する政府の財政支援を受けた全国旅行支援が開始されたこともあり、ホテル業界の宿泊稼働率が対前年比で改善傾向にあります。当社においてもホテル向けの足元受注は増加しており、前事業年度と比して250,417千円増加しております。

「ショップ/ショールーム」は、2021年8月にリニューアルオープンした東京ショールーム、同年12月にオープンしたリーン・ロゼ福岡店が当事業年度初めから売上増加に寄与するとともに、2022年8月にグランドオープンした名古屋ショールームも順調な滑り出しとなっております。加えて高価格帯商品の販売が引き続き増加しており、前事業年度と比して234,109千円の増加となっております。

「ハウスメーカー向け」は、上述の東京ショールームのリニューアルや名古屋ショールームの新設等でショールームとの連携した来客誘致が進んでおります。ハウスメーカーによる催事はコロナ禍で本格的な開催回復には至らず、前事業年度と比して6,694千円減少しております。

このような状況の中、販売促進におきましては、新商品としてサータトラディションシリーズ最高峰モデル「Serta Tradition Royal（サータトラディションロイヤル）」の販売、宝塚ホテルとのコラボレーション企画モデルの販売をそれぞれ開始するとともに、全国の主要家具販売店における体感機能や展示ラインを強化した「Serta Sleep Site（サータスリープサイト）」を展開しました。さらにリアル店舗への送客を促すためAmazon（アマゾン）ECモールへ出店し、当社各ブランドの認知度向上に取り組みました。

商品開発におきましては、当社オリジナルブランドであるドリームベッドブランド拡販のため、細い線径によるソフトな感触にクッション性をアップしたマットレス「Right Dream（ライトドリーム）」、SDGs対応商品として廃棄ペットボトル100%再生ポリエステル糸の生地を使用した商品、解体しやすいマットレス「Dream Refine（ドリームリファイン）」、及びサータトラディション等のマットレス4種類、フレーム新商品6種類をそれぞれ新たに開発し投入いたしました。

設備投資におきましては、八千代第一工場の新スプリング棟の工事終了に続き、次期工事として2022年12月に縫製完成棟の工事に着手し、回復の兆しが見え始めているホテル業界向け需要に対する生産増加に備えております。一方で投資に伴うコスト増や原材料の高騰による売上原価増加に対しては、市場価格を考慮した上での売値値上げを実施してまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高9,835,281千円（前年同期比4.0%増）、営業利益427,180千円（同34.1%減）、経常利益459,181千円（同32.0%減）、当期純利益442,133千円（同0.9%減）となりました。

販売経路別売上高の状況につきましては、次のとおりであります。

| 区 分         | 第65期<br>(2022年3月期) |            | 第66期<br>(当事業年度)<br>(2023年3月期) |            | 前期比<br>(%) |
|-------------|--------------------|------------|-------------------------------|------------|------------|
|             | 売上高<br>(千円)        | 構成比<br>(%) | 売上高<br>(千円)                   | 構成比<br>(%) |            |
| 家具販売店向け     | 7,556,558          | 79.9       | 7,412,036                     | 75.4       | 98.1       |
| 商業施設向け      | 698,763            | 7.4        | 949,181                       | 9.7        | 135.8      |
| ショップ/ショールーム | 820,867            | 8.7        | 1,054,977                     | 10.7       | 128.5      |
| ハウスメーカー向け   | 274,804            | 2.9        | 268,110                       | 2.7        | 97.6       |
| その他         | 101,472            | 1.1        | 150,975                       | 1.5        | 148.8      |
| 合計          | 9,452,467          | 100.0      | 9,835,281                     | 100.0      | 104.0      |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第65期の期首から適用しており、第65期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は1,879,581千円で、その主なものは次のとおりであります。（建設仮勘定を除く本勘定振替ベース）

| 科目名       | 設備投資の内容            | 金額（千円）    |
|-----------|--------------------|-----------|
| 建物        | 八千代第一工場 新設及び増改築    | 1,392,521 |
|           | 名古屋ショールーム 新規出店工事   | 54,400    |
| 構築物       | 八千代第一工場 新設及び増改築    | 123,927   |
| 機械及び装置    | 八千代第一工場 ポケットコイリング等 | 192,152   |
| 工具、器具及び備品 | 八千代第一工場 配線設備工事他    | 36,958    |

なお当事業年度中において実施いたしました、八千代第一工場新設及び増改築に係る設備投資の総額は1,750,218千円であります。

③ 資金調達の状況

当社の主な資金調達は、八千代第一工場新設及び増改築に係る建設資金として2022年12月にシンジケートローンによる1,000,000千円の借入を実行しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

**(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況**

| 区 分            | 第 63 期<br>(2020年3月期) | 第 64 期<br>(2021年3月期) | 第 65 期<br>(2022年3月期) | 第 66 期<br>(当事業年度)<br>(2023年3月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 10,034,752           | 8,976,131            | 9,452,467            | 9,835,281                       |
| 経 常 利 益 (千円)   | 469,275              | 730,208              | 675,614              | 459,181                         |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 331,555              | 521,503              | 446,032              | 442,133                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 164.26               | 161.39               | 112.65               | 107.61                          |
| 総 資 産 (千円)     | 6,631,021            | 7,084,404            | 8,260,360            | 9,646,356                       |
| 純 資 産 (千円)     | 1,666,464            | 2,205,276            | 3,802,574            | 4,050,466                       |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 658.90               | 669.72               | 915.66               | 987.60                          |

注1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数によって算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によって算出しております。

注2. 当社は2021年3月7日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。第63期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

注3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第65期の期首から適用しており、第65期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

**(3) 重要な親会社及び子会社の状況**

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は2023年度～2025年度（2024年3月期～2026年3月期）までの3年間を対象とした中期経営計画「Dreambed2025 Change & Challenge Plan」に基づき、対処すべき課題として成長及び基盤整備の各施策に次のとおり取り組んでまいります。

##### ①マルチブランド戦略の強化拡大

当社の強みはサータの独占販売権を保有し、マルチブランドによる幅広い商品を販売し、それを高い技術力、製造力で支えているところにあります。従いまして、マルチブランド戦略の強化と拡大により、サータの売上伸長、その他ブランドの再構築、また新たなブランド発掘に取り組むことで売上拡大を図ります。

具体的には、製品戦略とプロモーション戦略に分けて次のとおりです。

製品戦略として、ラグジュアリーホテルとのコラボレーション企画マットレスの販売、他社にないフルオーダーマットレスの開発、自社ブランドをもつての海外展開、リーン・ロゼブランドにおけるジャパンフィットしたモデルの市場投入に、それぞれ取り組むものです。

またプロモーション戦略として、デジタルマーケティングによるSNS、テレビ等の継続的展開、CRM（顧客関連管理）強化による購入後のリレーション向上でBtoBtoCの構築、ラストワンマイルまでのロジスティクス機能の充実に注力してまいります。

##### ②販売チャネルの強化拡大

東京ショールーム移転に伴う東京営業拠点の設置により家具販売店とのリレーションのさらなる構築とともに、営業拠点を集約のうえ首都圏の営業機能を強化する一方で、海外展開にも着手することで、売上拡大を図ります。

具体的には、現在首都圏にある各営業所、商業施設向け販売を担うコントラクト事業部門、及びハウスメーカー向け販売を担うハウジング営業部門を東京ショールームと統合のうえ、東京営業拠点を設置し、それぞれの販売営業力を活かしたシナジー効果を創出します。また家具販売店内におけるインショップ（Serta Sleep Site：サータスリープサイト）により同販売店とのリレーションを強めるとともに、ショップ／ショールームのいずれかを全国主要都市に年間1店舗ずつ新設します。さらに自社ブランドであるドリームベッドブランドによる海外展開のためのマーケティング調査を開始するものです。



### ③生産技術・能力・機能の拡充

新たな技術開発で製品優位性を高め、新工場における生産能力及び生産効率の向上、及び社長直轄の品質保証室の新設による品質管理の強化を図ります。

具体的には、コイルその他の新技術の開発、従来の社内工程における品質管理部門とは別のTQC (Total Quality Control) に係る社長直轄の品質保証室の新設、産学連携によりスリープテックを絡めた新製品開発、製品単位当たりの原価低減にそれぞれ取り組むものです。

### ④戦略遂行を支える財務・投資戦略

新工場立ち上げのほかショップ/ショールームの新規出店等の戦略投資、株主還元としての配当性向30%以上を基本とした継続的配当と業績拡大に応じた増配、そして内部留保としての自己資本比率の向上等に、今後見込まれる営業及び財務キャッシュ・フロー創出額をそれぞれ振り向け、成長及び基盤整備施策を支える財務投資戦略を展開します。

具体的には、上記戦略投資、内部留保、シンジケートローン返済のほか、人的資本への投資を実施します。

### ⑤ES・エンゲージメント向上・サステナビリティ経営の実現

Employee Satisfaction (従業員満足度、以下ESという) のための働き方改革、処遇改善及び健康経営推進のほか、環境にやさしいサステナビリティ商品の開発及びマットレスリサイクルシステムの軌道化によって今後も持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

具体的には、ES・エンゲージメントにおいて、人事制度改革の進捗効果のモニタリング、従業員よりの申告書を活用しての人事戦略への反映、残業時間の削減、女性管理職比率向上に向けた研修の充実、男性育児休業取得率の向上維持、男女間賃金格差の軽減、及び完全週休二日制導入等によるESの向上に取り組めます。

また、サステナビリティにおいて、解体しやすいマットレス (Dream Refine) に続く環境に配慮した商品の開発販売、及びマットレス廃棄問題の解消や顧客利便性向上等のためのマットレス回収リサイクルシステムの構築により、今後も持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

### (5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社は、マットレス、ベッドフレーム、ソファ、寝装品(枕・布団類)等のデザイン開発、製造、販売を主たる事業としております。自社ブランド製品と海外提携ブランド製品を自社工場及び協力工場で製造して、「家具販売店向け」と「商業施設向け」を主要な販売チャネルとして営業展開をしております。

また、八千代第一工場(マットレス)、八千代第二工場(ベッドフレーム)、千代田工場(ソファ)、あさひ工場(寝装品)という生産体制を構築し、これらの製品及び商品の製造と販売によって、「快適で美しい暮らし」を提供することを通して、企業価値の向上を図っております。

### (6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

|             |                                                                                                                                                    |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 社         | 広島県広島市西区己斐本町三丁目12番39号                                                                                                                              |
| 営 業 所       | 仙台営業所 宮城県仙台市<br>北関東営業所 埼玉県春日部市<br>南関東営業所 神奈川県横浜市<br>金沢営業所 石川県金沢市<br>名古屋営業所 愛知県名古屋市<br>近畿営業所 大阪府摂津市<br>広島営業所 広島県広島市<br>四国営業所 香川県高松市<br>福岡営業所 福岡県福岡市 |
| 工 場         | 八千代第一工場 広島県安芸高田市<br>八千代第二工場 広島県安芸高田市<br>千代田工場 広島県山県郡北広島町<br>あさひ工場 広島県広島市                                                                           |
| 流 通 セ ン タ ー | 北関東流通センター 埼玉県春日部市<br>八千代流通センター 広島県安芸高田市<br>千代田流通センター 広島県山県郡北広島町                                                                                    |

### (7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

| 従業員数 | 前事業年度末比 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|---------|-------|--------|
| 371名 | 13名増    | 39.2歳 | 12.1年  |

注1. 上記従業員数の中には、パート、嘱託、派遣社員、契約社員173人は含んでおりません。

注2. 当社は、ホームファニシング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

### (8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

| 借入先           | 借入額 (千円)  |
|---------------|-----------|
| 株式会社 広島銀行     | 1,428,000 |
| 株式会社 商工組合中央金庫 | 491,000   |
| 株式会社 もみじ銀行    | 476,000   |
| 株式会社 山陰合同銀行   | 475,000   |
| 株式会社 百十四銀行    | 225,000   |

### (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 12,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 4,152,820株  |
| (3) 株主数      | 2,939名      |
| (4) 大株主      |             |

| 株主名                   | 持株数(株)  | 持株比率(%) |
|-----------------------|---------|---------|
| ドリームベッド従業員持株会         | 380,285 | 9.27    |
| ブルーインベストメント投資事業有限責任組合 | 346,600 | 8.45    |
| 渡辺靖子                  | 265,000 | 6.46    |
| 三宅尚子                  | 265,000 | 6.46    |
| 株式会社広島銀行              | 204,040 | 4.97    |
| 株式会社もみじ銀行             | 204,040 | 4.97    |
| 小出克己                  | 148,000 | 3.61    |
| 株式会社商工組合中央金庫          | 131,940 | 3.22    |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)    | 128,600 | 3.14    |
| 株式会社SBI証券             | 128,300 | 3.13    |

注1. 持株比率は自己株式(51,500株)を控除して計算しております。

注2. 持株比率については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年3月31日現在)

| 氏名    | 地位      | 担当        | 重要な兼職の状況                                              |
|-------|---------|-----------|-------------------------------------------------------|
| 小出 克己 | 代表取締役社長 |           |                                                       |
| 小田 慎二 | 取締役     | 営業統括本部長   |                                                       |
| 峰岡 道男 | 取締役     | 管理本部長     |                                                       |
| 高橋 浩幸 | 取締役     | 生産本部長     |                                                       |
| 三宅 弘人 | 取締役     | 事業企画統括本部長 |                                                       |
| 三島 豊  | 取締役     |           | 株式会社ミシマホールディングス<br>代表取締役社長<br>三島食品株式会社 代表取締役会長        |
| 濱田 芳弘 | 取締役     |           | 濱田芳弘公認会計士・税理士事務所 所長<br>広島地下街開発株式会社 監査役<br>広島高速道路公社 監事 |
| 加藤 久明 | 常勤監査役   |           |                                                       |
| 竹本 隆亮 | 監査役     |           | 竹本隆亮税理士事務所 所長                                         |
| 福田 浩  | 監査役     |           | 弁護士法人あすか 代表社員                                         |

注1. 取締役三島豊氏及び濱田芳弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

注2. 監査役竹本隆亮氏及び福田浩氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

注3. 常勤監査役加藤久明氏は、当社財務部に在籍し実務を積んだ経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役竹本隆亮氏は、税理士として広範な専門知識と豊富な経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

注4. 当事業年度において、取締役について以下の異動がありました。

- ・2022年6月29日、前専務取締役光正義氏は退任いたしました。
- ・2023年4月1日、三宅弘人氏は専務取締役事業企画統括本部長（営業統括本部・生産本部管掌）に就任いたしました。
- ・2023年4月1日、峰岡道男氏は常務取締役管理本部長に就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役三島豊氏及び濱田芳弘氏、監査役竹本隆亮氏及び福田浩氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の報酬に関する方針

取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上及び中長期的な企業価値の向上に向けて職責を負うことを考慮し、職位別基準に基づき各取締役の役職に応じて、経営環境等を勘案して決定しております。

社外取締役の報酬は、当社の業績により変動することのない報酬を支給しております。

なお、当該方針は取締役会決議に基づき決定しております。

### ② 監査役の報酬に関する方針

監査役の報酬は、当社の業績により変動することのない報酬を監査役の協議により決定して、支給しております。

### ③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                  | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)     |               |     |       | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------|---------------------|---------------------|---------------|-----|-------|-----------------------|
|                      |                     | 基本報酬                | ストック<br>オプション | 賞 与 | 退職慰労金 |                       |
| 取締役<br>(うち社外<br>取締役) | 97,880<br>(6,480)   | 97,880<br>(6,480)   | -             | -   | -     | 8<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外<br>監査役) | 14,960<br>(5,120)   | 14,960<br>(5,120)   | -             | -   | -     | 3<br>(2)              |
| 合計<br>(うち社<br>外役員)   | 112,840<br>(11,600) | 112,840<br>(11,600) | -             | -   | -     | 11<br>(4)             |

注1. 2019年6月27日開催の定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額120,000千円以内（うち社外取締役分は年額1千万円以内）であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。

注2. 2019年6月27日開催の定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額30,000千円以内（うち社外監査役分は年額1千万円以内）であります。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。

注3. 取締役会は、各取締役（社外取締役を除く。）の個人別報酬額について、当社の経営及び全社業績を勘案

し、各取締役（社外取締役を除く。）の担当職務の執行状況による評価を行うのは、代表取締役社長が適しているものと判断しております。従いまして、株主総会の決議による取締役の報酬限度額の範囲内で、各取締役（社外取締役を除く。）の個人別報酬額の決定を、代表取締役社長小出克己に委任しております。なお、取締役会は、取締役の個人別報酬額の内容が、取締役会で決定された決定方針に基づいて代表取締役社長小出克己によって決定されたことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

- ④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。
- ⑤ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く。）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・ 取締役三島豊氏が代表取締役社長を務める株式会社ミシマホールディングス及び代表取締役会長を務める三島食品株式会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
  - ・ 取締役濱田芳弘氏が所長を務める濱田芳弘公認会計士・税理士事務所、監査役を務める広島地下街開発株式会社、監事を務める広島高速道路公社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
  - ・ 監査役竹本隆亮氏が所長を務める竹本隆亮税理士事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
  - ・ 監査役福田浩氏が代表社員を務める弁護士法人あすかと当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況並びに社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                               |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 三 島 豊   | 当事業年度開催の取締役会全13回に出席し、経営者としての長年の豊富な経験に基づき、当社の事業戦略のほか、製品開発や品質、並びに組織体制に関する助言、提言を行う等、経営を監視する立場としての社外取締役の職責を十分果たしました。                                    |
| 取締役 濱 田 芳 弘 | 当事業年度開催の取締役会全13回に出席し、公認会計士として財務・会計に関する広範な専門知識と豊富な経験に基づき、当社の財務会計上における改善点のほか、販売動向や事業運営に関する助言、提言を行う等、経営を監視する立場としての社外取締役の職責を十分果たしました。                   |
| 監査役 竹 本 隆 亮 | 当事業年度開催の取締役会全13回及び監査役会全12回に出席し、税理士としての広範な専門知識と豊富な経験に基づき、当社の内部統制、諸制度における運用改善のほか、経営計画に関する助言、提言を行う等、取締役の職務を監視する立場としての社外監査役の職責を十分果たしました。                |
| 監査役 福 田 浩   | 当事業年度開催の取締役会全13回及び監査役会全12回に出席し、弁護士としての企業法務及び経営に関する広範な専門知識と豊富な経験に基づき、当社の内部統制、経営計画における根拠のほか、諸契約上の改善点に関する助言、提言を行う等、取締役の職務を監視する立場としての社外監査役の職責を十分果たしました。 |



## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

|                                | 報酬等の額（千円） |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 27,000    |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27,000    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

2019年8月9日取締役会において「内部統制システムの基本方針」を、また2019年10月10日に「財務報告に係る内部統制基本方針」をそれぞれ制定しております。さらに、2023年3月10日取締役会において「内部統制システムの基本方針」及び「財務報告に係る内部統制基本方針」の継続を決議いたしました。

## 「内部統制システムの基本方針」

当社は、企業価値の継続的な向上を図りつつ、公正かつ社会から信頼される企業の実現を目指します。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、次のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、その継続的改善に努めます。

### ①当社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、「取締役会規程」等に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受けます。
- ロ. 取締役は、取締役会における決定事項に基づき、各々の管掌業務に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告します。
- ハ. 取締役は法令及び規程等を遵守し、適正に職務を行うことを、使用人に対して周知・徹底します。法令違反行為等があった場合は、「就業規則」に基づき適切に対処します。
- ニ. 取締役会は、「リスク・コンプライアンス委員会」の設置・運営を通じて、当社におけるコンプライアンスの取り組みを統括し、コンプライアンス体制の充実を図ります。
- ホ. 取締役会は、「内部通報規程」を制定し、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス体制を強化します。
- ヘ. 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、法令及び社内規程の遵守状況並びに業務の効率性等の監査を実施し、その結果を代表取締役社長（リスク・コンプライアンス委員長）に報告する体制を確立します。
- ト. 反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応します。

### ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につきましては、「文書管理規程（機密文書の管理）」及び「経営機密情報管理規程」に従い、保存場所を定め、管理を行います。
- ロ. 取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。
- ハ. 情報セキュリティについては、情報セキュリティ管理規程に基づき、会社保有情報等の適切な活用・保全・運用に関し、情報セキュリティ管理体制を確立し、全社推進します。
- ニ. 個人情報・顧客情報管理規程並びに特定個人情報取扱規程に基づき、適切な情報の保護及び漏洩体制を徹底します。

- ③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 「リスク管理規程」をはじめリスク管理にかかわる規程を制定します。
  - ロ. 「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、横断的なリスクの状況の監視及び全社的対応を行います。各部門所管業務に付随するリスク管理は、各部門長が責任者となり執り行うこととします。
  - ハ. 「安全衛生委員会」において、安全衛生教育及び定期的巡視点検等の実施により、リスクの未然防止を図ります。
  - ニ. 内部監査室が内部統制の有効性を検証します。
  - ホ. 財務報告の正確性と信頼性を確保するために、「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、リスクの評価を行い、統制活動の実施状況を定期的に確認します。
- ④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 「取締役会規程」「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等をもとに、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築します。
  - ロ. 経営上の重要事項については、経営会議の審議を経て、原則月1回開催される取締役会において執行決定を行います。
  - ハ. 取締役会にて決定した経営計画に基づき、取締役会、経営会議、販売会議、生産会議等において、月次単位で業績管理を行います。
- ⑤当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役は当該使用人を任命し、その職務の補助を行える体制を構築します。
  - ロ. 任命を受けた当該使用人は、取締役から独立し、監査役の指示の下で業務を行います。
  - ハ. 当該使用人の異動、懲戒等その他人事考課に関しては、監査役の事前の承認を要するものとします。
  - ニ. 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じるものとします。
- ⑥当社の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社の経営会議、販売会議、生産会議等及びリスク・コンプライアンス委員会に監査役が出席することで、付議又は報告事項について情報を共有します。
  - ロ. 当社の取締役及び使用人は、職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役又は監査役会に直接又は関係部門を通じて報告すると

もに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、監査役と情報を共有します。

八. 当社は、監査役又は監査役会に上記の報告を行った者に対し、「内部通報規程等」に基づき、報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止します。

二. 内部監査室は、監査実施状況を監査役又は監査役会に報告する体制を構築します。

⑦その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、代表取締役社長及び各取締役と定期的に意見交換を実施します。

ロ. 監査役は、監査法人と円滑に連携できる体制を構築します。

八. 監査役は、内部監査室と適時・適切に情報交換を行うとともに、連携して監査を行います。

「財務報告に係る内部統制基本方針」

当社は、信頼性のある計算書類を重視し、透明かつ健全な企業経営を実践するため以下に基本方針を定めます。

①信頼性のある財務報告の実現

当社は、財務諸表が一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、かつ企業の財務状態、経営成績及びキャッシュフローの状況がすべての重要な点において適正に表示されていることを確認することにより、信頼性のある財務報告を実現します。

②信頼性のある財務報告を実現するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制システムを有効に構築することにより、信頼性のある財務報告を行うための体制を確立します。また、信頼性のある財務報告の作成に必要な知識及び倫理観を持った人材を確保・配置します。

③適正な会計処理及び情報開示方針

当社は、一般に公正妥当と認められる会計基準、その他の法令を遵守し、経理規程等の関連規程の整備を行い、適正な会計処理を行います。また、財務報告の開示を適時的確に実施することにより、情報開示の透明性及び公平性を確保します。

④財務報告に係る内部統制の整備・運用・評価

当社は、「金融商品取引法」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」の趣旨に基づいて、当社の財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況の評価を定期的実施し、業務改善を継続的に行うとともに、適正な内部統制報告書を提出します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの整備と運用にあたって、当事業年度は、以下の事項に取り組んでおります。

### ① 内部統制システム全般

・内部監査室が全部門を対象に、内部統制システムの整備・運用状況を監査のうえ評価し、改善を促しております。

### ② リスク管理

・各部門において業務上の各種リスクに対して具体的な対応策を決め、その進捗管理を実施しております。また、リスク・コンプライアンス委員会において、取り組み実績の報告、評価を実施しております。

### ③ コンプライアンス

・リスク・コンプライアンス委員会を当事業年度は12回開催し、法令遵守の徹底及び企業倫理の醸成を図っております。また、同委員会では就業規則違反、労務管理、内部通報等、社内のリスク情報を監視して対策・施策を検討審議しております。

・また社内教育のためコンプライアンス研修として全社員を対象に、コンプライアンスに関するビデオ視聴、テキストの読み合わせを毎月実施しております。

### ④ 情報セキュリティ

・情報セキュリティ管理委員会を当事業年度は5回開催し、各部門の情報セキュリティ委員によるセキュリティチェックの実施状況を監視しております。

### ⑤ 監査

・常勤監査役は取締役の職務執行を監査する一方で、社外監査役とともに内部監査室、会計監査人と連携し、業務の適正を確保するため監査における情報を相互に共有しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めておりません。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,039,107</b> | <b>流動負債</b>    | <b>4,175,390</b> |
| 現金及び預金          | 542,228          | 支払手形           | 827,179          |
| 受取手形            | 884,663          | 買掛金            | 316,052          |
| 売掛金             | 1,339,597        | 短期借入金          | 1,755,000        |
| 商品及び製品          | 684,478          | 1年内返済予定の長期借入金  | 340,000          |
| 仕掛品             | 18,783           | 未払金            | 485,085          |
| 原材料及び貯蔵品        | 317,085          | 未払費用           | 58,019           |
| 前渡金             | 32,055           | 未払法人税等         | 47,405           |
| 前払費用            | 80,237           | 前受り金           | 98,200           |
| その他の            | 157,676          | 預り金            | 30,806           |
| 貸倒引当金           | △17,700          | 賞与引当金          | 184,743          |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,607,249</b> | 製品保証引当金        | 19,600           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,228,737</b> | リース負債          | 2,520            |
| 建物              | 1,857,803        | その他            | 10,777           |
| 構築物             | 126,987          | <b>固定負債</b>    | <b>1,420,499</b> |
| 機械及び装置          | 492,122          | 長期借入金          | 1,000,000        |
| 車両運搬具           | 2,402            | リース負債          | 1,277            |
| 工具、器具及び備品       | 95,524           | 繰延税金負債         | 353,436          |
| 土地              | 2,114,688        | その他            | 65,786           |
| リース資産           | 3,797            | <b>負債合計</b>    | <b>5,595,890</b> |
| 建設仮勘定           | 535,411          | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>29,738</b>    | <b>株主資本</b>    | <b>4,053,675</b> |
| ソフトウェア          | 29,501           | 資本金            | 785,715          |
| その他             | 237              | 資本剰余金          | 715,725          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>348,773</b>   | 資本準備金          | 715,725          |
| 投資有価証券          | 98,860           | <b>利益剰余金</b>   | <b>2,589,368</b> |
| 出資金             | 1,200            | 利益準備金          | 51,500           |
| 前払年金費用          | 53,755           | その他利益剰余金       | 2,537,868        |
| その他             | 194,958          | 特別償却準備金        | 7,734            |
| <b>資産合計</b>     | <b>9,646,356</b> | 圧縮積立金          | 117,367          |
|                 |                  | 別途積立金          | 331,702          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金        | 2,081,064        |
|                 |                  | <b>自己株式</b>    | <b>△37,133</b>   |
|                 |                  | 評価・換算差額等       | △3,208           |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金   | △3,208           |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>4,050,466</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>9,646,356</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 9,835,281 |
| 売上原価         | 4,880,969 |
| 売上総利益        | 4,954,311 |
| 販売費及び一般管理費   | 4,527,131 |
| 営業利益         | 427,180   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 4         |
| 受取配当金        | 2,473     |
| 為替差益         | 49        |
| 保険解約返戻金      | 64,550    |
| その他          | 7,624     |
| 合計           | 74,701    |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 17,371    |
| 支払手数料        | 21,400    |
| その他          | 3,927     |
| 合計           | 42,699    |
| 経常利益         | 459,181   |
| 特別利益         |           |
| 助成金収入        | 172,253   |
| 特別損失         |           |
| 固定資産除却損      | 10,019    |
| 合計           | 10,019    |
| 税引前当期純利益     | 621,415   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 126,972   |
| 法人税等調整額      | 52,308    |
| 当期純利益        | 442,133   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |             |           |           |             |           |              |         |             |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------|--------------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金   |           |           |             |           |              | 自己株式    | 株主資本<br>合 計 |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金       | その他利益剰余金  |           |             |           | 利益剰余金<br>合 計 |         |             |
|                         |         |           |              | 特別償却<br>準備金 | 圧縮<br>積立金 | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |           |              |         |             |
| 当 期 首 残 高               | 785,715 | 715,725   | 715,725      | 51,500      | 23,038    | -         | 331,702     | 1,906,334 | 2,312,574    | -       | 3,814,014   |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |             |           |           |             |           |              |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |              |             |           |           | △165,340    | △165,340  |              |         | △165,340    |
| 当 期 純 利 益               |         |           |              |             |           |           | 442,133     | 442,133   |              |         | 442,133     |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |              |             |           |           |             |           |              | △37,133 | △37,133     |
| 特別償却準備金の取崩              |         |           |              |             | △15,304   |           |             | 15,304    | -            |         | -           |
| 圧縮積立金の積立                |         |           |              |             |           | 119,784   |             | △119,784  | -            |         | -           |
| 圧縮積立金の取崩                |         |           |              |             |           | △2,417    |             | 2,417     | -            |         | -           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |              |             |           |           |             |           |              |         | -           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | -         | -            | -           | △15,304   | 117,367   | -           | 174,730   | 276,793      | △37,133 | 239,660     |
| 当 期 末 残 高               | 785,715 | 715,725   | 715,725      | 51,500      | 7,734     | 117,367   | 331,702     | 2,081,064 | 2,589,368    | △37,133 | 4,053,675   |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                        | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|------------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | △11,440          | △11,440                | 3,802,574 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                        |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                  |                        | △165,340  |
| 当 期 純 利 益               |                  |                        | 442,133   |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  |                        | △37,133   |
| 特別償却準備金の取崩              |                  |                        | -         |
| 圧縮積立金の積立                |                  |                        | -         |
| 圧縮積立金の取崩                |                  |                        | -         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 8,232            | 8,232                  | 8,232     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 8,232            | 8,232                  | 247,892   |
| 当 期 末 残 高               | △3,208           | △3,208                 | 4,050,466 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産

- ・商品、製品、仕掛品、原材料 総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
- ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～50年  
機械及び装置 2年～10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を基礎とした将来の貸倒損失の発生見込率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

###### 1 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### 2 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

##### ④ 製品保証引当金

将来の保証費用の支出に備えるため、過年度の保証実績に基づき発生見込額を計上しております。

#### (5) 重要なヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理によっております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利

##### ③ ヘッジ方針

金利変動のリスク負担の適正化に限定しております。

##### ④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

## (6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の商品及び製品は国内販売のみであり、出荷から顧客の検収までの期間が短期間であるため、出荷時に収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、リベート等を控除した金額で測定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、「8. 税効果会計に関する注記」に記載の金額と同一であります。

### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、当社では、新型コロナウイルス感染症について、拡大や収束時期等を見通すことは困難であり、翌事業年度以降も限定的ではありつつもその影響が続くとの仮定をしております。当該仮定に基づき、繰延税金資産の計上にあたっては、将来の課税所得の見積りを行い回収可能性の判断を行っております。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### ① 担保に供している資産

|    |             |
|----|-------------|
| 土地 | 1,614,499千円 |
| 建物 | 1,126,275千円 |
| 計  | 2,740,774千円 |

###### ② 担保に係る債務

該当事項はありません。

##### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,532,348千円

##### (3) 財務制限条項

長期借入金(1年内返済分)340,000千円(2017年3月15日付シンジケートローン契約)には、以下の財務制限条項が付されております。

- ①2019年3月期以降、各年度の決算期末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること  
但し、甲種種類株式の全部または一部について、取得、処分及び消却した場合、それらがなされなかったものと仮定して純資産の部の金額を計算するものとする
- ②2019年3月期以降、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること

長期借入金1,000,000千円(2022年12月27日付シンジケートローン契約)には、以下の財務制限条項が付されております。

- ①2023年3月期以降、各年度の決算期末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持すること
- ②2023年3月期以降、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 4,152,820株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
普通株式 51,500株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2022年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 103,820        | 25              | 2022年3月31日 | 2022年6月30日 |
| 2022年11月9日<br>取締役会   | 普通株式  | 利益剰余金 | 61,519         | 15              | 2022年9月30日 | 2022年12月1日 |

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2023年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 61,519         | 15              | 2023年3月31日 | 2023年6月30日 |

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
該当事項はありません。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

資金繰計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）を銀行借入により調達しております。一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で11年後であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### 1 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については販売管理規程に従い、各事業部門における営業事務担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングして所属長へ報告し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### 2 市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し見直しております。

また、借入金に係る金利の変動リスクを抑制するために、長期借入金の一部について、金利スワップ取引を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、決裁担当者の承認を得て行っております。月次の取引実績は、経営会議で確認しております。

##### 3 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、経営会議で状況を確認することにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりでありま

す。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額7,204千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形」「買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|              | 貸借対照表計上額    | 時 価         | 差 額    |
|--------------|-------------|-------------|--------|
| (1) 投資有価証券   |             |             |        |
| その他有価証券      | 91,656      | 91,656      | —      |
| (2) 長期借入金    | (1,340,000) | (1,334,537) | △5,462 |
| (3) デリバティブ取引 | —           | —           | —      |

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分      | 時 価    |        |      |        |
|---------|--------|--------|------|--------|
|         | レベル1   | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券  |        |        |      |        |
| その他有価証券 |        |        |      |        |
| 株式      | 81,322 | —      | —    | 81,322 |
| 債券      | —      | 10,333 | —    | 10,333 |

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分    | 時価   |           |      |           |
|-------|------|-----------|------|-----------|
|       | レベル1 | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 長期借入金 | －    | 1,334,537 | －    | 1,334,537 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、債券は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「長期借入金」参照）。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。



7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|               |            |
|---------------|------------|
| 繰延税金資産        |            |
| 土地評価損         | 260,934千円  |
| 賞与引当金         | 56,272千円   |
| 長期未払金         | 20,038千円   |
| その他           | 61,789千円   |
|               | <hr/>      |
| 繰延税金資産小計      | 399,035千円  |
| 評価性引当額        | △304,635千円 |
| 繰延税金資産合計      | <hr/>      |
|               | 94,400千円   |
| 繰延税金負債        |            |
| 土地評価差額        | △393,040千円 |
| 特別償却準備金       | △3,387千円   |
| 圧縮積立金         | △51,409千円  |
|               | <hr/>      |
| 繰延税金負債合計      | △447,837千円 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | <hr/>      |
|               | △353,436千円 |

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

| [ 販売経路別 ]     | (単位：千円)   |
|---------------|-----------|
|               | 売上高       |
| 家具販売店向け       | 7,412,036 |
| 商業施設向け        | 949,181   |
| ショップ/ショールーム   | 1,054,977 |
| ハウスメーカー向け     | 268,110   |
| その他           | 150,975   |
| 顧客との契約から生じる収益 | 9,835,281 |
| その他の収益        | —         |
| 外部顧客への売上高     | 9,835,281 |

| [ 時期別 ]         | (単位：千円)   |
|-----------------|-----------|
|                 | 売上高       |
| 一時点で移転される財      | 9,835,281 |
| 一定の期間にわたり移転される財 | —         |
| 顧客との契約から生じる収益   | 9,835,281 |
| その他の収益          | —         |
| 外部顧客への売上高       | 9,835,281 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当事業年度     |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） |           |
| 受取手形                | 931,586   |
| 売掛金                 | 1,343,306 |
|                     | 2,274,892 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） |           |
| 受取手形                | 884,663   |
| 売掛金                 | 1,339,597 |
|                     | 2,224,261 |
| 契約負債（期首残高）          | 105,097   |
| 契約負債（期末残高）          | 98,200    |

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は売掛金に、契約負債は前受金に含まれております。当事業年度に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は105,097千円であります。

また、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。そのため、該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 987円60銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 107円61銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

ドリームベッド株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 前田貴史 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 三好亨  |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ドリームベッド株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査室の監査報告を基に本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象

特記すべき重要な後発事象はありません。

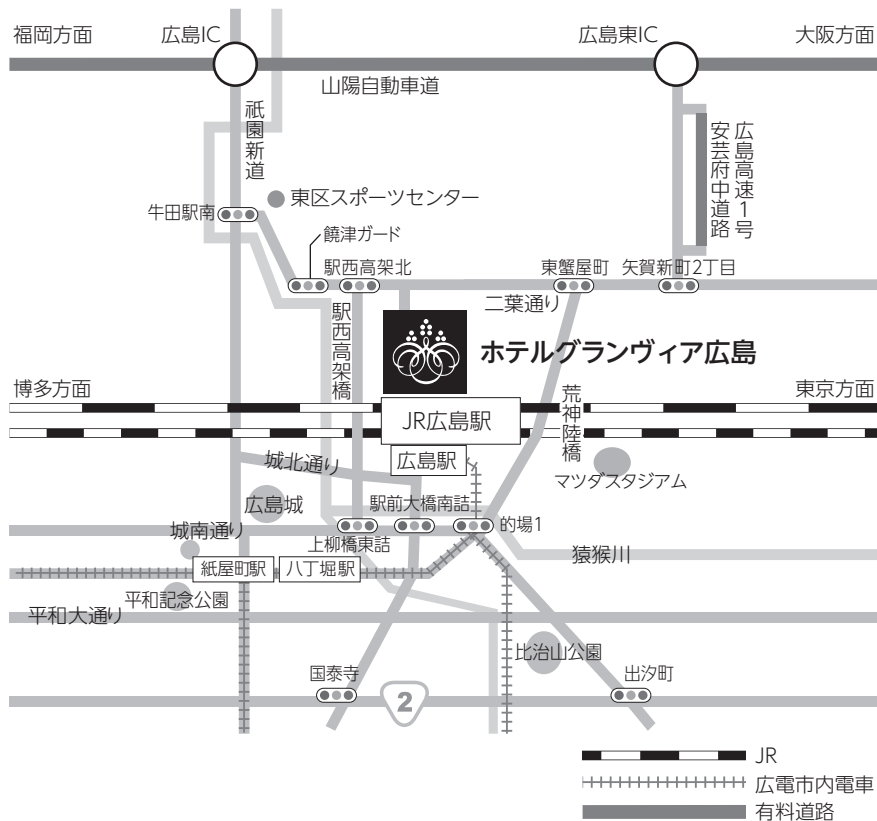
2023年5月15日

ドリームベッド株式会社 監査役会

|       |      |   |
|-------|------|---|
| 常勤監査役 | 加藤久明 | ㊞ |
| 社外監査役 | 竹本隆亮 | ㊞ |
| 社外監査役 | 福田 浩 | ㊞ |

# 株主総会会場ご案内図

会場： 広島県広島市南区松原町1番5号  
ホテルグランヴィア広島 3階 天平の間  
TEL (082) 262-1111 (代)



交通 JR広島駅に隣接

お願い 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場  
はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。